建設業における社会保険未加入問題への対策について

社会保険未加入対策の具体化に関する検討会 平成24年2月23日



みんなで取り組む保険加入

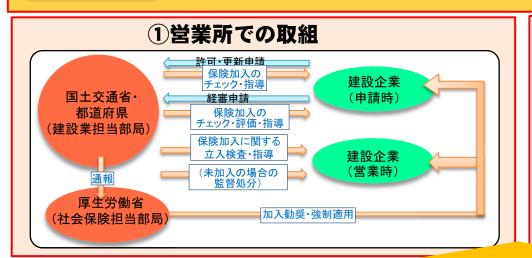
~社会保険加入の徹底に向けた連携体制~

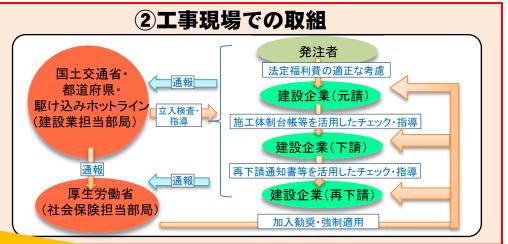
目 的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

取 組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。







学校•職業訓練機関

保険制度の啓発・ 優良企業等の情報提供

建設企業

雇用関係の明確化 雇用者の保険加入

建設労働者

保険の仕組みを 理解

建設業団体

会員企業に情報提供加入企業の評価・支援

就労履歴管理機関

保険加入のチェック システム普及

保険加入促進ネットワーク

(財)建設業振興基金

経営改善・保険加入に 関する相談受付

発注者

受発注者間ガイドラインの遵守、発注時の考慮

国•都道府県 (建設業担当部局)

未加入企業に対する 指導・(監督処分)

国

(社会保険担当部局)

未加入企業に対する加入勧奨・強制適用

社会保険労務士会

事務手続きの支援

1

社会保険未加入問題への対策の概要

課 題

- ○下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置 (全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
- ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企 業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
- ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業 の下請企業指導状況を確認・指導。
- ③経営事項審査の厳格化
- ・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- 4社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
- ・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の取組

〇元請企業による下請指導

・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保 険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

〇元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

- ・元請企業の指導下、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請 の抑制に向けた啓発・指導。
- ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契 約締結の抑止。

〇建設企業 (特に下請企業) における取組

- ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
- ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
- ・業界における見積時の法定福利費の明示等。

4. 法定福利費の確保

- (1)発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保 これにより、
 - を実現 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

社会保険未加入の要因と対策

<保険未加入の要因>

(行政によるチェック・指導関係)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

(元請企業の関与関係)

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

(保険料負担関係)

受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性

保険料の事業主負担が重い

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

(事業主の手続負担関係)

社会保険の手続に精通した従業員がいない

<対策のポイント>

行政による制度的 チェックと、建設業担 当部局・社会保険部局 間の連携

元請企業が下請企 業の保険加入状況を 「知り得る」「指導責 任がある」立場に

法定福利費が確保 され、下請企業に流 れる仕組みを構築

各主体に向けた啓発 資料を作成し、社会 保険制度の内容や 手続き等を周知

関係団体と連携し、 個々の企業の手続 負担を軽減 く対 策>

- ○許可更新時の加入状況確認・指導
- ○経営事項審査の厳格化
- 事業 査
- ○建設業担当部局による 入 査
- ○建設業の指導・
- ○社会保険担当部局との連携
- ○保険者 建設業の事業 への
- ○元請企業による下請指導
- ○発注者への要請・周知、元請への指導 (法定福利費を含む適正な見積りの実施等)
- ○ダンピング対策
- 下請の
- 者による発の、
 ン ンの

○建設業者団体の自主的取組

(社会保険労務士会との連携)

各主体の主な役割

	項目	建設業担当部局	保険担当部局	元請企業	下請企業	建設業者団体
1	保険加入の推進	◆推進協議会の開催	◆推進協議会への参加	◆自ら雇用する労働者 の保険加入	◆自ら雇用する労働者 の保険加入	◆推進協議会への参加 ◆保険加入計画の作成 ◆優良適格業者の認定、 事務処理の支援
2	周知·啓発	◆公共事業労務費調査を 活用した加入状況の把握 ◆業界団体、企業、労働者 に対する周知・啓発	◆業界団体、企業、労働 者に対する周知・啓発、 キャンペーン	◆協力会社会などによる下請企業への周知・啓発 ◆建設現場での周知・	◆再下請企業に対する 周知・啓発 ◆建設現場での周知・ 啓発	◆業界内の周知・啓発
3	建設業許可・更新 時の加入状況確認	◆提出書類の審査 ◆未加入企業に対する指導・(監督処分) ◆社会保険担当部局への通報	◆通報を受けた企業に 対する指導・加入促進	◆申請時の資料提出 ◆加入指導を受けた 後の加入状況の報告	◆申請時の資料提出 ◆加入指導を受けた後 の加入状況の報告	
4	建設業担当部局による立入検査	◆立入検査の実施 ◆未加入企業に対する指導・(監督処分) ◆社会保険担当部局への 通報	◆通報を受けた企業に 対する指導・加入促進	◆立入検査への協力	◆立入検査への協力	
⑤	経営事項審査の厳 格化	◆提出書類の審査、審査 結果の通知		◆申請時の資料提出	◆申請時の資料提出	
6	元請企業による下請指導	◆元請企業の下請指導状況の確認・指導 ◆就労履歴管理システムの検討		◆下請企業の加入状況の確認 ・未加入企業に対する指導	◆再下請企業の加入状 況の確認 ◆元請企業と連携した 再下請企業への指導	◆就労履歴管理システ ムの検討
7	法定福利費の確保	◆発注者・元請企業への要請・指導◆ダンピング対策、重層下請構造の是正			◆見積時の適正な考慮 ◆ダンピング対策、重層 下請構造の是正	◆法定福利費内訳明示 の推進 ◆ダンピング対策、重層 下請構造の是正 4

対策の進め方

平成23年度 平成24年度~28年度 平成29年度~ 周知啓発 加入指導 保険加入者 全ての許可業者の保険加入 重点期間 優先期間 重点期間 保険加入者優先 周知啓発 企業への周知啓発 従業員への周知啓発 活用の周知啓発 許可・更新時の 確認•指導 立入検査 建設業担当部局 許可業者 (指導8ヶ月後~) 100% 通報 許可業者の加入拡大 加入 経営事項審查 (平成25年度~) 法人登記情報を活用した未加入企業の把握(健康・年金保険・労働保険) 保険担当部局 未適用事業所に対する指導、強制加入手続等 下請企業の指導 保険加入者の優先活用 下請企業の周知・啓発 元請企業 ダンピング対策 未加入者の 工事現場からの排除 関係者一体と 現場従事者の加入拡大 法定福利費の確保 なった取組 就労履歴管理システム 各団体の取組 の活用

1-1 取組の推進体制

実施方針

- 取組を着実に推進するため、社会保険未加入対策を行政・元請・下請が一体となって継続的に実施する「保険未加入対策推進協議会」を設立
- 各団体の取組を共有し、継続的にフォローを行う
- 〇 効果的な取組を共有、周知啓発の取組方針等を議論

推進体制のイメージ 保険未加入対策推進協議会 【全国、地方ブロック(都道府県単位)で設置】 情報提供 情報提供 情報共有 情報共有 情報共有 情報共有 参加 参加 参加 参加 参加 参加 加入計画、 社会保険担当部局 建設業 都道府県 建設業 関係 労働者 学識 (厚労省、年金機 担当部局 (※ 地方ブ 団体 団体 団体 経験者 ロック協議会) (国交省) 加入計画 会員企業 加入計画 下請企業 · 労働者

保険未加入対策推進協議会の概要

【構成】

- •建設業担当部局(国交省、地方は都道府県も参加)
- •社会保険担当部局(厚労省、日本年金機構)
- •建設業団体、関係団体、労働者団体
- •学識経験者

【協議会が行う主な取組】

- ・参加団体等を通じた建設企業及び労働者に対する周 知・啓発の推進
- ・参加団体ごとの社会保険加入状況の定期的把握
- ・各参加団体による取組のとりまとめと定期的フォロー アップ
- ・加入促進に向けた効果的な取組の共有
- ・構成員間の意見交換

【ワーキンググループの設置】

- ・全国協議会の下にワーキンググループを設置
- ・構成員は、行政担当者、建設業団体
- ・関係者による意見交換・認識共有を行うとともに、全国 協議会の運営に必要な事項を話し合う。

1-2 社会保険加入促進計画

○ 各建設業団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握するとともに、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、「社会保険加入促進計画」を策定する。

概要

- 〇 傘下の建設企業の社会保険加入を計画的に進める ため、全国協議会構成団体はそれぞれ、社会保険加入 促進計画を策定する。
- 策定した社会保険加入促進計画は、全国協議会等に おいて情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 計画期間は5年間とし、毎年のフォローアップ結果を 見ながら、必要に応じ改定を行う。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会(11 月を予定)までに「社会保険加入促進計画」を登録する。
- 〇 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

記載内容

- 1. 団体の基本的事項
- ○団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種等を記載する。
- 2. 基本的な方針
 - ○団体としての取組方針を明らかにする。
- 3. 保険加入の状況
 - 〇当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の 現況を具体的に示す。
 - ○具体的な把握方法、現況の分析についても明らかにする。
- 4. 取組の内容
 - 〇保険加入に向けて団体として自主的に取り組む具体的な対策を 示す。
 - ○例えば以下のような観点からの取組が考えられる。
 - 1)普及·啓発
 - 2) 法定福利費の確保に向けた取組
 - 3) 重層下請構造の是正に向けた取組
 - 4) ダンピング対策
 - 5)一人親方対策
 - 6) 適正工期の確保
 - 7) 就労履歴管理システムへの対応
 - 8)優良企業認定制度の取組
 - 9)保険関係事務手続きの支援(社会保険労務士の活用等)
 - 10)未加入者の排除 等